

	旧	新
表紙	令和 7 年度修正	令和 8 年度修正
8	多摩川支川浅川流域の高尾観測所において、降り始めからの雨量が310mmを記録し、1 時間あたりの最大雨量が71mmを記録した。石原水位観測所、浅川橋水位観測所においては氾濫危険水位を上まわった。	多摩川支川浅川流域の高尾観測所において、降り始めからの雨量が310mmを記録し、1 時間あたりの最大雨量が71mmを記録した。石原水位観測所、浅川橋水位観測所において 氾濫 危険水位を上まわった。
18	ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災危険への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること	ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・ 危険警報 ・ 警報 ・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災危険への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること
63	1 土砂災害警戒情報等の周知 ○ 市は、土砂災害の生じるおそれのある区域や土砂災害警戒情報等について地域住民への周知と警戒避難体制の確立を図る。	1 土砂災害 危険警報 等の周知 ○ 市は、土砂災害の生じるおそれのある区域や土砂災害 危険警報 等について地域住民への周知と警戒避難体制の確立を図る。
64	4 レベル 4 土砂災害警戒情報危険警報・土砂災害緊急情報の伝達 ○ 市は、レベル 4 土砂災害警戒情報危険警報や土砂災害緊急情報が市域に発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制の整備に努める。	4 レベル 4 土砂災害 危険警報 ・土砂災害緊急情報の伝達 ○ 市は、 レベル 4 土砂災害 危険警報 や土砂災害緊急情報が市域に発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制の整備に努める。
73	(〇〇川) 氾濫注意情報 基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	(〇〇川) レベル 2 氾濫注意報 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれると
	(〇〇川) 氾濫警戒情報 基準地点のいずれかの水位が、概ね 2 ～ 3 時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	(〇〇川) レベル 3 氾濫警報 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
	(〇〇川) 氾濫危険情報 基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき	(〇〇川) レベル 4 氾濫危険警報 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を
	(〇〇川) 氾濫発生情報 洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき	(〇〇川) レベル 5 氾濫特別警報 氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき
		(〇〇川) 氾濫注意報（警報解除） レベル 4 氾濫危険警報又はレベル 3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は氾濫警報発表中に基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）。
	(〇〇川) 氾濫注意情報解除 基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	(〇〇川) レベル 2 氾濫注意情報解除 レベル 5 氾濫発生情報、レベル 4 氾濫危険警報、レベル 3 氾濫警報又はレベル 2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。
75	水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。	水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（ レベル 2 水位 ）を越えるおそれがあるとき。
	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。	氾濫注意水位（ レベル 2 水位 ）を越えるおそれがあるとき。
	氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。	氾濫 警報 が発表されたり、すでに氾濫注意水位（ レベル 2 水位 ）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき 氾濫注意水位（警戒水位）以下であっても、	氾濫注意水位（ レベル 2 水位 ）以下に下がったとき。氾濫注意水位（ レベル 2 水位 ）以上であって

	氾濫注意水位（警戒水位） 避難判断水位 氾濫危険水位	も、 氾濫 注意水位（レベル2水位） 避難 判断水位（レベル3水位） 氾濫 危険水位（レベル4水位）
76		
80	高潮 高潮になると予想される場合 波浪 高波になると予想される場合	削除 削除
82	○平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン※」の改定により、住民は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直観的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されるようになった。 ※令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン」に改定	削除
82	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報	・レベル5大雨特別警報 ・レベル5氾濫特別警報
	・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報警報 ・危険度分布「非常に危険」（うす紫） ・高潮特別警報 ・高潮警報	・レベル4大雨危険警報 ・レベル4土砂災害危険警報 ・レベル4氾濫危険警報 ・危険度分布「非常に危険」（紫）
	・大雨警報（土砂災害） ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・危険度分布「警戒」（赤） ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）	・レベル3大雨警報（土砂災害） ・レベル3土砂災害警報 ・レベル3氾濫警戒情報 ・危険度分布「警戒」（赤）
	・危険度分布「注意」（黄） ・氾濫注意情報 警戒レベル2相当	削除
	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	・レベル2大雨注意報 ・レベル2土砂災害注意報 ・レベル2氾濫注意報 ・危険度分布「注意」（黄）
	（4）記録的短時間大雨情報について ○この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に発表する。雨量基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決められている。 ○記録的短時間大雨情報が発表されたときは、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しているため、実際にどこで災害発生の危険度が高	（4）気象防災速報（記録的短時間大雨）について ○この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、雨量基準を満たし、かつ、大雨時の災害に関する警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。雨量基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決められている。 この情報が発表されたときは、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しているため、実際にどこで災害発生の危険度が高まっているかをキキ

83	まっているかをキキクル（危険度分布）で確認する。 ○ 特に崖や川の近くなど、危険な場所にいる住民（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域にいる方）は、地元市町村の避難情報を確認し、発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる。避難場所への避難がかえって危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保する。市町村から避難情報が発令されていなくても、今後、急激に状況が悪化するおそれがあるため、キキクル（危険度分布）や水位情報等の情報を確認し、少しでも危険を感じた場合には、自ら安全な場所へ移動する判断をする。	クル（危険度分布）で確認する。 ○ 特に崖や川の近くなど、危険な場所にいる住民（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域にいる方）は、市の避難情報を確認し、発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる。避難場所への避難がかえって危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保する。市から避難情報が発令されていなくても、今後、急激に状況が悪化するおそれがあるため、キキクル（危険度分布）や水位情報等の情報を確認し、少しでも危険を感じた場合には、自ら安全な場所へ移動する判断をする。
	（５）土砂災害警戒情報について ○ 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、土砂災害の危険度がさらに高まったときに、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける防災情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。避難にかかる時間を考慮して、2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。土砂災害警戒情報が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布によって詳細な危険度分布を把握できる。	削除
	（６）土砂災害警戒判定メッシュ情報 ○ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報である。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。	（５）土砂キキクル ○ 土砂キキクルは、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報である。常時10分毎に更新しており、レベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報等が発表されたときには、土砂キキクルにより、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
	○ 特に「極めて危険」（淡い紫色）が出現した場合、土砂災害警戒区域では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生しているもおかしくない。このため、避難にかかる時間を考慮して、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて「非常に危険」（うす紫色）、「警戒」（赤色）、「注意」（黄色）、「今後の情報等に留意」（無色）の危険度を表示している。	○ 特に「災害切迫」（黒）が出現した場合、土砂災害警戒区域では、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況となる。このため、気象庁は、避難にかかる時間を考慮して、60分雨量及び土壌雨量指数の最大6時間先までの予測値を用いて「危険」（紫）、「警戒（赤）」、「注意」（黄）、「今後の情報等に留意」（無色）の危険を示している。
84	○ 土砂災害警戒区域等にお住まいの方々は、可能な限り早めの避難を心がけ、高齢者等の方は遅くとも「警戒」（赤色：警報基準に達すると予想）が出現した時点で、一般の方は遅くとも「非常に危険」（うす紫色：土砂災害警戒情報基準に達すると予想）が出現した時点で速やかに避難を開始し、「極めて危険」（濃い紫色）に変わるまでに避難を完了しておく必要がある。	○ 土砂災害警戒区域等にお住まいの方々は、可能な限り早めの避難を心がけ、高齢者等の方は遅くとも「警戒」（赤）が出現した時点で、一般の方は遅くとも「危険」（紫）が出現した時点で、速やかに非難することが重要である。
		（６）線状降水帯に関する情報 ○線状降水帯は、次々と発生した積乱雲により、線状の降水域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞して大雨をもたらすものです。線状降水帯が発生すると、災害の危険性が急激に高まります。気象庁では、線状降水帯の発生をお知らせする「発生情報」、および発生する可能性を事前にお知らせする「直前予測」、「半日前予測」の情報を発表しています。これら情報のうち、発生情報、直前予測は「気象防災速報」で、半日前予測は「気象解説情報」で発表します。線状降水帯に関する情報が発表された場合は、そのときの状況に応じて適切な防災行動をとることが重要です。 ○線状降水帯半日前予測

84		線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、気象庁は半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」にて呼びかけます。 線状降水帯が発生すると、大雨災害発生危険度が急激に高まることもあるため、心構えを一段高めることを目的として、線状降水帯による大雨を半日程度前から呼びかけるものです。 大雨災害に対する危機感を早めにもち、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが重要です。 ○線状降水帯直前予測 線状降水帯直前予測は、線状降水帯が発生する危険性が高まった際に発生の2～3時間前を目標に、気象庁は「気象防災速報（線状降水帯直前予測）」にて発表します。この情報が発表された際には、今後の大雨によって外出等が困難な状況になるおそれがあることから、崖や川の近くなど危険な場所にいる方は、周辺の状況や自治体による避難情報等に留意し、速やかに適切な防災行動をとることが大切です。 ○線状降水帯発生情報 線状降水帯発生情報は、大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。 この情報は警報などの警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表します。 崖や川の近くなど、危険な場所にいる方（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域にいる方）は、市から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要があります。周りの状況を確認し、避難場所への避難がかえって危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保する必要があります。市から避難情報が発令されていなくても、今後、急激に状況が悪化するおそれもあり、キキクルや水位情報等の情報を確認し、少しでも危険を感じた場合には、自ら安全な場所へ移動する判断をすることが重要です。
142	（ア）大雨警報、暴風雨警報、洪水警報、大雪警報等、各種警報が発表され、被害の発生が予想されるとき （イ）土砂災害警戒情報が発表されたとき （オ）避難準備情報の通知又は警告、避難指示等の発令の可能性があるとき （１）大雨警報、暴風雨警報、洪水警報等各種警報が発表され、大規模な災害が発生し、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき （２）土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害発生のおそれがあり、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき （３）大雨特別警報、暴風雨特別警報、洪水特別警報、大雪特別警報等各種危険警報が発表され、市長が災害対策本部の設置の必要があると認めたとき	（ア）レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、大雪警報等、各種警報が発表され、被害の発生が予想されるとき （イ）レベル3土砂災害警報が発表されたとき （オ）高齢者等避難、避難指示等の発令の可能性があるとき （１）レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報等各種警報が発表され、大規模な災害が発生し、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき （２）レベル3土砂災害警報が発表され、土砂災害発生のおそれがあり、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき （３）レベル4大雨危険警報、レベル4氾濫危険警報、レベル4土砂災害危険警報等各種危険警報が発表され、市長が災害対策本部の設置の必要があると認めたとき
	○大雨警報 氾濫警戒情報 洪水警報等 各種の警報が発表され 被害の発生が予想されるとき	○ レベル3大雨警報 レベル3氾濫警報 等 各種の警報が発表され 被害の発生が予想されるとき

145	○大雨警報、氾濫警戒情報、洪水警報等、目視による危険が予測され、被害防止が急務となること ○避難準備情報、避難指示等の発令の可能性があるとき	○レベル3大雨警報、レベル3氾濫警戒等、目視による危険が予測され、被害防止が急務となること ○高齢者等避難、避難指示等の発令の可能性があるとき
146	災害対策本部設置後 ○大雨警報、土砂災害警戒情報、氾濫危険情報等各種警報が発表され、 ○大雨特別警報、氾濫発生情報等各種特別警報が発せられ、	災害対策本部設置 ○レベル3大雨警報、レベル3氾濫警戒等各種警報が発表され、 ○レベル3土砂災害警報が発表され、土砂災害発生のおそれがあり、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき ○レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報、氾濫発生情報等各種特別警報レベル4氾濫危険警報等各種危険警報が発せられ、
148	○水防警報により、待機又は準備の警告があったとき ○水防警報により、出動又は指示の警告があったとき	○水防警報により、待機又は準備の発表があったとき ○水防警報により、出動又は警戒の発表があったとき
151 261 273 277 284 291 295	○市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都に対して自衛隊の派遣要請を求める。 ○この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知する。 ○また、市は、都への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知する。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を都に通知する。	○市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対して自衛隊の派遣要請を求める。 ○この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または陸上自衛隊第1師団長に通知する。 ○また、市長は、都知事への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または陸上自衛隊第1師団長に災害状況等を通知する。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を都知事に通知する。
154	エ 土砂災害警戒情報 ○市は、特別警報を受理したとき及び気象予報・警報を受理し、市民等に伝達することが必要と認めたときは、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて避難準備（避難行動要支援者避難）情報、避難指示等の措置を行う。	エ 土砂災害情報 ○市は、特別警報を受理したとき及び気象予報・警報を受理し、市民等に伝達することが必要と認めたときは、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて高齢者等避難、避難指示等の措置を行う。
160	表第13 警戒レベルと防災気象情報の関係	表第13 警戒レベルと防災気象情報の関係 を新しい防災気象情報の内容に改めた （レベル2～4）
162	1 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）	1 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（警戒レベル5相当）（黒）」になった場合 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報のレベル5 氾濫発生情報（レベル5 氾濫特別警報）、水防団からの報告等により把握できた場合）
164	3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 1 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）	3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（警戒レベル3相当）（赤）」になった場合 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（警戒レベル4相当）（紫）」になった場合 1 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（警戒レベル5相当）（黒）」になった場合 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報のレベル5 氾濫発生情報（レベル5 氾濫特別警報）、水防団からの報告等により把握できた場合）
	1大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発	1レベル3土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当）となった場合 （※レベル3土砂災害警報は市町村単位で発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域

165	令対象区域は適切に絞り込むこと)	は 土砂災害警戒区域等 適切に絞り込むこと)
	3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（ レベル2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]） レベル3 土砂災害警報 に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）	1 レベル4 土砂災害危険警報 が発表された場合（※ レベル4 土砂災害危険警報 は市町村単位を で 発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は 土砂災害警戒区域等 適切に絞り込むこと）
	2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）となった場合	2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル4 相当情）となった場合
	1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5 相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本としてで発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ※ 発令基準1を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準2の災害発生を確認しても、	1 レベル5 土砂災害特別警報 が発表された場合（※ レベル5 土砂災害特別警報 は市町村単位で発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は 土砂災害警戒区域等 適切に絞り込むこと） ※ 発令基準1～ 3 を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準 5 の災害発生を確認しても、
奥付		令和8年度 一部修正
	（令和7年度修正） 令和8年3月発行	（令和8年度修正） 令和8年6月発行